

創業される方・創業後5年未満の方のための新しい制度

創業支援資金保証制度

当初3年間
利子相当額を
県が補助

「創業支援資金」スタートアップ応援事業
補助金※を活用された場合、
当初3年間の利子相当額が
補助されます。

※補助金交付には要件があります。

さらに

保証料率

最大
年**0.5%**引下げ

引下げ前

1.08% ~ 0.45%

引下げ後

0.58% ~ 0.21%

創業関連保証等に該当する方は

一律 0.8%

➡

一律 0.3%

(県と信用保証協会が保証料補助)

●詳しくは裏面をご覧ください。

相談窓口

各商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会、県内金融機関の本支店、信用保証協会



創業される方・創業後5年未満の方のための新しい制度

創業支援資金保証制度

「創業支援資金保証制度」概要

	一般	創業関連保証／創業等関連保証																				
要件	鳥取県信用保証協会の保証対象となる下記個人または会社の方																					
	個人の方	・ 1ヶ月以内※に新たに事業を開始する計画がある方 ・ 2ヶ月以内※に新たに会社を設立して、事業を開始する計画がある方 ・ 新たに事業を開始して、5年未満の方 ・ 新たに会社を設立して、5年未満の方 ※支援創業関連保証が適用される場合、6ヵ月以内																				
	会社の方	・ 新たに会社を設立して、事業を開始する計画がある方 ・ 新たに会社を設立した後、5年未満の方																				
	「創業支援資金」スタートアップ応援事業補助金																					
	要件 次のいずれかに該当する方	補助対象経費 当初3年間の利子相当額																				
	・ 特定創業支援事業にかかる市町村長の証明を受けた方 ・ 県内の各商工団体が上記に準じる者として認めた方																					
資金使途	運転資金及び設備資金 (新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く)	運転資金及び設備資金 (新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く)																				
貸付形式	証書貸付	証書貸付																				
保証限度額	1億円	創業関連保証：1,000万円 (支援創業関連保証が適用される場合、1,500万円) 創業等関連保証：1,500万円																				
保証期間	10年以内(据置2年以内)	10年以内(据置2年以内)																				
返済方法	均等分割返済	均等分割返済																				
担保	必要に応じて	無担保																				
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない																				
保証料率	<table><tr><th>料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td>料率(単位:%)</td><td>0.58</td><td>0.54</td><td>0.49</td><td>0.44</td><td>0.39</td><td>0.35</td><td>0.30</td><td>0.24</td><td>0.21</td></tr></table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率(単位:%)	0.58	0.54	0.49	0.44	0.39	0.35	0.30	0.24	0.21	一律 0.3%
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨													
料率(単位:%)	0.58	0.54	0.49	0.44	0.39	0.35	0.30	0.24	0.21													
貸付利率	変動金利 年 1.66%(事業承継関連 1.43%)	変動金利 年 1.66%(事業承継関連 1.43%)																				

2017.3.1 現在



鳥取県信用保証協会

URL <http://www.cgc-tottori.or.jp/>

鳥取営業所
倉吉支所
米子支所

☎ 0857-26-6631
☎ 0858-22-6103
☎ 0859-34-3535